

インボイス制度について よくある質問集

Q

令和5年10月1日より、インボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されました（図表）。本稿では、インボイス制度に関するよくある質問と回答の例を紹介します。

A

1. クレジットカードを利用した際の 注意事項

クレジットカードを利用した際には、クレジットカード利用明細書がクレジットカード会社から発行されますが、このクレジットカード利用明細書は、インボイス（適格請求書）に該当しません。

クレジットカードを利用した際には、その商品を購入した店舗等から交付されたインボイスの保存がないと、消費税の仕入税額控除の適用が受けられません。よって、クレジットカードを利用した際も、インボイスは必

図表 仕入税額控除の要件

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 (インボイス制度)	
帳簿	一定の事項が記載された 帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式 と同様	
請求書等	区分記載請求書等 の保存	適格請求書（インボイス）等 の保存	ここが 変わります

出所：国税庁「適格請求書等保存方式の概要－インボイス制度の理解のために－」（令和5年7月）より抜粋

ず受領し、保管しておく必要があります。

なお、高速道路におけるETC料金をETCクレジットカードで支払っている場合には、高

速道路利用の内容がわかるETCクレジットカードの利用明細書と、利用した高速道路会社等の一取引に係る利用証明書をダウンロードして併せて保管することで、仕入税額控除が受けられます。よって、複数の高速道路会社等の利用がある場合には、その会社ごとに、任意の利用1回分のみの利用証明書を取得する必要があります。

なお、ETCクレジットカード利用の場合の利用証明書は、高速道路会社が運営するウェブサイトに「ETC利用照会サービス」に登録しダウンロードすることにより、電子簡易インボイスとして取得できます。

2. 交付を受けたインボイスに 誤りがあった場合の対処法

交付を受けたインボイスの記載事項に誤りがあることを発見した場合には、勝手に修正することは認められません。売り手

の事業者より、修正したインボイスの交付を改めて受ける必要がありますので、売り手事業者に修正インボイスの発行依頼をすることになります。

なお、取引において「仕入明細書等」を利用しているケースにおいては、買い手側でインボイスの記載事項の誤りを修正した仕入明細書等を作成し、売り手であるインボイス発行事業者に修正内容の確認を受けることにより、売り手側は改めて修正インボイスを交付する必要はないものとされています。

3. 家事共用資産を譲渡した場 合のインボイスの注意点

個人事業者が、家事共用資産を譲渡した場合には、使用率や使用面積割合などを用いて事業専用部分を合理的な基準で区分し、事業専用部分の取引金額を基に、インボイスに記載する金額を計算する必要があります。

金子尚貴

税理士法人アフェックス
（商工研相談業務委嘱先）
税理士・公認会計士

例えば、個人事業者が事業専用割合80%の中古車を40万円で売却した場合には、事業専用部分32万円（40万円×80%＝32万円）と、家事使用分8万円（40万円－32万円＝8万円）を区分した上で、インボイスに記載する必要があります。

また、事業専用部分32万円については、消費税10%分である2万9090円（32万円×110分の10＝2万9090円）の表記も必要となります。

一方で、中古車買取業者などの古物営業者が、インボイス発行事業者でない消費者等から買い受けた販売用中古車などの古物については、インボイスの保存は不要です。その古物営業者においては、帳簿の保存のみで仕入税額控除が適用されます。

4. 不動産を借りた場合の保証金の取り扱いで注意すべき点

不動産の賃貸借契約をした際に借主が支払った保証金については、借主に返還しないことが約定されている部分の金額について注意すべき点があります。返還しないことが定められて

いる保証金額は、償却する必要があります。償却のタイミングは、契約終了時に償却することが契約当初から定められている場合であっても、契約終了時ではなく、契約締結時に償却しないといけないので注意が必要です。

事業目的で借りている場合、その償却した保証金の金額は借主側では課税仕入れとなります。一方、貸主側では課税売上として計上されます。

インボイス制度開始後は、仕入税額控除を行うためには、貸主からインボイスの交付を受ける必要があります。よって、賃貸契約締結のタイミングで貸主から「保証金償却に係るインボイス」を発行してもらう必要があります。現行実務では、返還されない保証金に係る領収書は、契約終了時に交付されるケースが多いため、契約締結時に領収書を交付すべきという認識が貸主側にはない可能性があります。トラブルにならないように、契約締結のタイミングで借主側から貸主側に保証金償却に係るインボイスの交付を求めるよう

にした方がよいかもしれません。

5. インボイスに記載する名称についての注意点

法人の場合、インボイスに記載する名称は、正式な法人名ではなく、屋号（お店の名前）でも構いません。ただし、取引先がインボイス登録をしているのか、インボイス番号に間違いはないかを調べる際に、国税庁「適格請求書発行事業者公表サイト」で検索した場合には、法人の正式な商号だけが表記されます。

屋号は表記されないため、インボイスに屋号だけを記載していると、公表サイトに表記された商号と同一の事業者なのか判別がつかないことがあります。そのような場合であっても、電話番号などを記載し、インボイスを交付する事業者を特定することができれば、屋号や省略した名称等の記載でも問題ないとされています。つまり、電話番号等により、同一の事業者であることが確認できる状況であればよいとされています。

しかし、実務上は、インボイスに屋号を記載する場合には、

正式な商号も併記した方が混乱が生じないかと思われます。正式な商号をインボイスに記載することに特段の支障がない登録事業者の場合には、併記を検討するのも一案です。

6. 免税事業者は領収書等に消費税額を記載可能か

消費税法上、免税事業者は請求書等に消費税額を記載してはならないという規定はありません。よって、免税事業者が請求書や領収書に消費税額を記載することは、特段問題ないと言えます。一方でインボイス制度には「交付禁止書類」の規定があり、インボイス発行事業者以外の方が作成した書類が、インボイス等であると誤認されるおそれのある表示をすることを禁止しています。免税事業者が請求書等に消費税額を記載することで、交付禁止書類に該当してしまうのではないかと一見思われます。しかし、免税事業者が作成する請求書等に消費税額が記載されていても、直ちに交付禁止書類に該当することにはならないようです。

